

地球温暖化対策

技術開発・実証研究事業とは

目的と性格

温室効果ガスの削減と再生可能エネルギー導入拡大を目的としています

地球温暖化対策技術の研究開発・実用化は、温室効果ガスの削減と再生可能エネルギー導入を拡大し、経済と環境との両立により国際競争力を維持・向上させるとともに雇用を創出する新産業として育成を図る上で不可欠です。

地球温暖化技術開発・実証研究事業は、このような観点から、早期に実用化が必要かつ可能なCO₂削減技術の開発及び開発成果の社会還元を加速し、グリーンイノベーションを推進するための実証研究(以下「開発等」という。)を通じて、地球温暖化対策を推進することを目的とした開発等資金です。

エネルギー対策特別会計による予算です

地球温暖化技術開発・実証研究事業は、石油石炭税を財源としたエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定による予算です。

特別会計に関する法律の規定により、用途はエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための開発等であって、再生可能エネルギー導入技術や省エネルギー技術に関するものに限定されています。

このため、例えば、非エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制に関する開発等、二酸化炭素以外の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、HFC等)の排出抑制に関する開発等^{※1}、森林などの吸収源に関する技術の開発等、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する開発等は、本事業の対象となりません。

また、海外で行う開発等も対象外としています^{※2}。

^{※1} エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に関する開発等であって、他の温室効果ガスの排出抑制にもつながるものは対象となります。

^{※2} 国内における開発等であって、CDM / JIにもつながるものは対象となります。

競争的資金です

地球温暖化技術開発・実証研究事業により実施する開発等は、公募により民間企業、公的研究機関、大学等から提案のあった開発等課題候補を、外部専門家から成る地球温暖化対策技術開発評価委員会及び分野ごとに設置する分科会において審査した上で、選定・採択します。

対象分野

地球温暖化対策技術開発・実証研究事業は、環境省として目指すべき戦略的目標の観点から、以下のように分類して実施しています

①交通低炭素化技術開発分野

交通部門の低炭素化を図るため、今後の普及が期待される電気自動車(EV)・ハイブリッド車(HV)の普及促進・性能向上に関する技術開発・実証研究や、鉄道等の自動車以外の交通のエネルギー効率の向上のための技術開発・実証研究を対象とします。

②住宅・オフィス等低炭素化技術開発分野

民生部門の低炭素化を図るため、建物の設備機器の省エネ化や、再生可能エネルギーの導入など、住宅やオフィスにおけるエネルギー効率向上、ゼロエミッション化のための技術開発・実証研究を対象とします。

③再生可能・分散型エネルギー低炭素化技術開発分野

当面、バイオマスを除く再生可能エネルギー等を中心に推進し、太陽光、風力、小水力、地熱等の導入促進やエネルギー効率の向上のための技術開発・実証研究を対象とします。

④バイオマス・循環資源低炭素化技術開発分野

廃棄物系バイオマスの利活用を進めるため、収集方法・製造方法等を含めたバイオマス利用システム全体として低炭素化、低コスト化のための技術開発・実証研究を対象とします(我が国の社会状況に適合するものであり、かつ原料の製造・採取から輸送・使用・廃棄等に至るまでのライフサイクル全体での温室効果ガス削減率が50%以上と想定されるものに限り)。)

⑤上記4分野に限定されない横断的課題

被災地の自然・社会条件に適合した再生可能エネルギー・省エネルギー技術の導入や自立・分散型エネルギー需給システム技術に関する技術開発・実証研究等

予算・期間

開発予算は1課題・単年度当たり2千万円～5億円程度とし、開発期間は3年間以内としますが、中間評価が良好で、実施者が更なる発展的課題に取り組むことを希望する場合は、合計5年間まで延長できることとします。